

要 望 書

令和6年1月29日

京葉広域行政連絡協議会

1. 広域道路交通網を活かした道路ネットワークの構築に向けた県が事業主体となっている道路整備について

京葉地区は、首都圏の経済活動を支える重要拠点として、湾岸道路や京葉道路に加え、東京外かく環状道路や妙典橋の開通によって交通利便性が飛躍的に向上しました。さらに今後、北千葉道路の全線開通や新湾岸道路構想の実現により、そのポテンシャルは益々充実するものと期待されています。

しかしながら、慢性的な交通渋滞による大気・騒音環境の悪化や、渋滞を回避する車両等の市街地・生活道路への流入により、市民生活へ多大なる影響が生じています。

また、今後、国際競争力強化のため物流の円滑化による首都圏全体の生産性向上や、近く発生が懸念される首都直下地震等における災害時の緊急輸送道路の確保といった課題への対応として、広域道路交通網には、大きな役割を果たすことが求められていますが、その効果を最大限活かすためには、市の幹線道路をつなぐ、主要な道路の整備によるネットワーク網の構築が不可欠となります。

については、交通の円滑化、慢性的な渋滞解消、災害時の避難路・物資運搬路の確保など、広域的な交通課題に対応するため、県が事業主体となっている国道県道および都市計画道路の早期整備を要望します。

2. 三番瀬の保全再生について

三番瀬は、東京湾に残された貴重な干潟・浅海域であり、多様な生き物が生息する東京湾の生態系のゆりかごとして、京葉3市においてかけがえのない地域資源となっています。

県では、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を目指した「千葉県三番瀬再生計画」において三番瀬の再生に関する施策の基本的な方針等を定めていますが、事業計画については、平成 28 年度の第3次計画終了後、次期計画は策定されておらず、各分野で継続した取り組みは進められているものの、縮小した事業もあり、三番瀬の保全再生に向けた明確な進捗がみられません。

については、「千葉県三番瀬再生計画」における基本的な方針に沿った取り組みを早期に進めることを要望します。

また、今後予期される新湾岸道路の整備を進めるにあたっては、同計画との整合性を確保しつつ、貴重な干潟である三番瀬への影響や漁業、市民生活への影響に配慮することを要望します。

加えて、東京湾で発生する青潮は、沿岸部の住宅地等へ届く独特の腐乱臭や漁業資源であるアサリやホンビノス貝等の繰り返し死、河川への流れ込みなど、人や生物、自然環境など広範囲に悪影響をもたらしています。

青潮の発生は、平成 29 年に8回、平成 30 年に4回、令和元年に2回、令和2年に1回、令和3年に4回、令和4年に6回、令和5年に4回確認されており、特に令和3年の発生時には船橋市や市川市においても魚介類への甚大な被害が生じるなど、その対策が急務となっています。

については、青潮の発生抑制策として、継続的な有機物、窒素、リンの総量規制に取り組むとともに、貧酸素水塊の発生源となっている千葉港沖から幕張人工海浜沖に分布する海底窪地の埋め戻しや底泥の除去について、漁業関係者や専門家に意見を聞きながら、これまで以上に積極的な措置を講じることを要望します。

3. 子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度は、国において制度化されておらず、各都道府県の制度の下で市町村独自の助成を上乗せし、実施しております。助成に係る費用は、千葉県基準に上乗せしている市単独事業分も含めると令和4年度決算で約 41 億9千万円（市川市約 14 億6千万円、浦安市約6億2千万円、船橋市約 21 億1千万円）となり、財政上大きな負担となっています。

県では、平成 24 年 12 月から入院医療費の助成対象を中学校3年生まで拡大しましたが、通院・調剤については小学校3年生までのままとなっています。

また、本制度は、子どもの保健対策の充実と子育て世帯の経済的な負担を軽減することを目的として実施されていることから、居住地によりサービス水準に格差が生じないように、全国一律の対応が望まれます。

については、次の事項について要望します。

- (1) 子どもの医療費にかかる経済的負担を軽減する医療費助成制度は、少子化に歯止めをかけるために重要な施策であることから、市町村による格差を是正するため、入院及び通院・調剤の助成対象を全て高校3年生まで拡大するとともに、県の負担割合について、現行の2分の1から3分の2に引き上げること。
- (2) 基本的な医療制度の確立は国の責務で行うべきものであり、全国一律の制度とするため、法律の整備について国へ働きかけること。

4. 学校給食費に対する財政支援について

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、栄養バランスのとれた学校給食を提供することは、児童生徒の健やかな成長のために重要となります。

一方で食材費の高騰に伴い、給食の質を保つことが難しくなっており、市の給食賄材料費に影響が生じています。

このような中であっても、保護者の負担を軽減しつつ、給食の質を確保するためには、市が食材高騰分を負担せざるを得ず、特に給食費の減免措置を行う市の財政運営に支障をきたすことが危惧されます。

ついては、安定した学校給食の提供と学校給食費の無償化の実現に向け、市の学校給食費に対する財政支援を行うよう要望します。

5. GIGAスクール構想に係る財政支援について

国のGIGAスクール構想を受けて、各自治体に1人1台端末が整備され、情報化が進展していく時代の新しい学びとして、タブレット端末の活用やオンライン学習を行っています。

このような中、端末の保守管理やICT支援員、授業支援ソフトを始めとしたソフトウェア類に関する経費が経常的に必要であり、さらに端末の更新時においては多大な経費が発生します。

先般、国より端末の更新等に対する財政支援の方針が示されたところですが、物価高騰により端末の価格が高騰している状況下において、当初整備時より補助上限は引き上げられているものの十分な支援とは言えず、市の財政運営に支障をきたすことが懸念されます。

については、1人1台端末の環境を継続的かつ円滑に運用できるよう、GIGAスクール構想を推進するための経費について、国に必要な財政支援を行うよう働きかけるとともに、県独自の支援策を創設するよう要望します。

6. 医療・看護及び福祉人材の確保について

医師や看護師をはじめとする医療・看護人材については、県において医療体制の整備や医師・看護師確保対策の支援を行うなどの取り組みもなされていますが、市単独では医師確保対策にかかる事業等を行うことは困難です。

医師不足については、全国的にも喫緊の課題ですが、令和2年に厚生労働省が実施した医師・歯科医師・薬剤師統計によれば、医療施設に従事する千葉県の人口対10万医師数は全国ワースト5位となっています。また、医療施設に従事する人口対10万小児科医数では、主たる診療科として小児科を標榜する医師数、専門医資格を有する医師数のいずれもが全国平均を大きく下回る状況です。さらに、産婦人科・産科についてもまた同様の状況となっています。

看護師等についても、医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会において需要が供給を上回るとされており、実際に各施設からも看護師確保の困難さを耳にしているところです。

このような状況下においても、県内各市町村の救急医療体制を維持していくためには、医師及び看護師等を十分に確保することが必要となります。

介護や障害福祉等の人材不足についても、全国的な問題となっています。

令和3年に厚生労働省が示した「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」によると、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年には、千葉県において約10.2万人の介護人材が必要とされています。一方で、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少局面に入っている中、現状の施策を継続した場合、供給側である同年の介護人材は約9.5万人と推計され、その需給ギャップは約7,000人と見込まれています。

各市が実施している調査でも多くの事業者が介護人材の不足に不安感を感じており、今後ますます高齢化が進んでいく中、安定した介護サービスを供給するためには、介護人材の確保は喫緊の課題となっています。

さらに、障害福祉サービスに係る介護職員については、一定程度の割合で増加しているものの、それ以上のペースで利用者が増加しており、依然として人材不足は続いています。

船橋市においては、障害福祉サービスに従事する介護職員への資格取得に関する補助制度を市単独で創設するなど、人材確保に努めておりますが、障害福祉分野については「地域医療介護総合確保基金」の対象外となっており、求められる人材は介護分野と同じであるにも関わらず、介護人材確保策が遅れている状況です。

I. 広域要望

については、次の事項について要望します。

- (1) 今後も、地域住民が良質な医療を受けられるよう、地域医療に従事する勤務医や看護師が就労しやすい環境を整備するとともに、医師・看護師等の確保に苦しむ病院等にさらなる財政的支援策を講じること。
- (2) 感染症や災害など想定外の事象が発生しても住民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、地域医療を支える病院等にさらなる支援策を講じること。
- (3) 地域において必要な介護人材が確保されるよう、「地域医療介護総合確保基金」を活用した事業をより充実するほか、介護人材を増やすためのさらなる方策を推進すること。
- (4) 障害福祉分野の人材確保策が進展するよう国へ働きかけるとともに、財政支援を講じること。

7. 県主導による東葛南部保健医療圏への医療的ケア児(者)を含む重症心身障害児(者)の入所施設整備について

県内には、重症心身障害児(者)に対応する療養介護・医療型障害児入所施設は6か所で、全国的にも人口当たりのベッド数は最低の部類です。近隣では東葛北部保健医療圏に所在する光陽園(柏市)のみで、東葛南部保健医療圏には1か所も設置されていません。また、在宅で生活している医療的ケア児(者)を含む重症心身障害児(者)が利用できる短期入所先もなく、緊急時の預け先の確保もできず、レスパイトもできない家族の負担は大きいものとなっています。

については、医療的ケア児(者)を含む重症心身障害児(者)が地域において安心して生活できるよう、また、家族の負担を軽減するよう、東葛南部保健医療圏に、療養介護、医療型障害児入所施設、医療型短期入所の機能をもつ新たな重症心身障害児(者)施設を県主導で整備することを要望します。

なお、令和4年度の京葉広域行政連絡協議会による同趣旨の要望に対し、補助事業により医療型障害児入所施設等の整備を促しているとの回答がありましたが、東葛南部保健医療圏において、重症心身障害児(者)・医療的ケア児(者)の受け入れ、専門的支援の提供が可能な施設に対して、県から整備に向けた積極的な働きかけを行うなど、より主体的な措置を講ずることを要望します。

8. 公共交通事業者の乗務員不足に対する支援について

路線バスやタクシーをはじめとする公共交通は、市民の日常的な交通手段として、必要不可欠ですが、乗務員の高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響などから、慢性的な乗務員不足に陥っています。

そのような中、改正された働き方改革関連法が令和6年4月に施行されることに伴い、乗務員不足がより深刻となり、日本バス協会では、2030年度にはバス乗務員が全国で3万6,000人不足すると試算しています。

これに対し、市と公共交通事業者で協力し、既存事業継続のため、乗務員確保を目的とした取り組みを行ってはいるものの、必要な乗務員数を確保することが難しく、一部事業の縮小や廃止などを検討せざるを得ない状況に陥っています。

については、県内の公共交通を維持し、市民生活を守るため、事業継続に必要な乗務員数を確保するための支援策を講じることを要望します。

浦安市

1. 学びの多様化学校設置自治体への支援について

全国的に不登校の児童生徒が増加傾向にあるなか、多くの市町村においても同様の傾向がみられることから、不登校対策は喫緊の課題と捉えています。

このような中、不登校の児童生徒の主体性を尊重し、一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認めて支援することが求められています。

こうした状況において、様々な事情や背景を抱えた児童生徒に対して、実態に配慮した、安心して教育を受けることができる学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置が必要となります。

については、不登校の児童生徒に対し様々な教育機会を提供するため、県の責務として、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）に関して、整備費用や運営に関する補助金等の支援制度を確立するとともに、職員の配置に関する考え方を明確にすることを要望します。

浦安市

2. 県立特別支援学校の設置について

市ではこれまで、本市に暮らす障がいのある児童・生徒、また、保護者の通学の負担軽減を図るため、本市への県立特別支援学校の設置について、様々な機会を通じて要望を重ねてきました。

これを受け、県からは、既存校である明海南小学校及び明海中学校の空き教室を活用し、令和9年度に特別支援学校小学部及び中学部を同時開校する考えが示され、現在、改修に係る設計など、開校に向けた準備が進められています。

その一方で、中学校卒業後の生徒は、市川特別支援学校や船橋夏見特別支援学校など、市外の特別支援学校へ通学することとなり、自力通学が基本となる高等部においては、生徒や保護者の負担が懸念されます。

については、小学部及び中学部において、当初の予定どおり令和9年度の開校に向け、着実に計画を進めるとともに、中学校を卒業した生徒が、より身近な場所で教育的ニーズに対応した指導や支援を受けられるよう、引き続き、高等部を設置するよう要望します。

浦安市

3. 境川河口部の水門及び排水機場の整備について

県企業庁による公有水面埋立事業で造成された地域では、開発当初、自然流下により雨水排水がなされていましたが、地盤沈下によって、排水機能が著しく低下しており、強雨の際には各所で道路冠水が発生しています。

この解決のためには、境川河口部に水門及び排水機場を設置することが不可欠であり、本市ではこれまでも県に対し要望を重ねてきたところです。

これらの要望に対し、内水問題については市が主体的となり取り組む課題との回答がありましたが、昨今のゲリラ豪雨の増加や台風災害の甚大化から、更に踏み込んだ対応が求められます。

地盤沈下により低下した埋立地の地盤高や雨水排水施設の計画高を当初の高さに戻すことができない現状においては、単なる内水排除の問題に留まらず、津波や高潮なども含めた総合的な治水対策が必要であり、公有水面埋立事業を行ってきた県と共有すべき重要な課題です。

については、本市の財政負担を含めて協議を行い、境川河口部への水門及び排水機場を早期に整備するよう要望します。

浦安市

4. 見明川河口部の高潮対策の早期実施について

見明川河口部では、周辺道路を海岸保全施設として位置付けておりますが、その後の地盤沈下により、海岸保全施設としての機能を満たしていない状況です。

このようなことから、県では、企業岸壁を無償借り上げし、荷揚げに影響のない高さで暫定的に岸壁を整備しましたが、経年の地盤沈下により海岸保全施設としての計画高を満たしておらず、高潮などが発生した場合に、後背地の宅地まで浸水被害が及ぶ恐れがあります。

については、高潮による浸水から市民を守るため、県の責任において、海岸保全施設としての機能を確保するよう要望します。

以上のことについて要望します。

令和6年1月29日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

京葉広域行政連絡協議会

会 長 田 中 甲

市川市長 田 中 甲

浦安市長 内 田 悦 嗣

船橋市長 松 戸 徹